

農事組合法人による集落営農の有用性と農地保全

— 愛媛県松前町農事組合法人 T を事例に —

山中 恒輝*・胡 柏**

Koki YAMANAKA* and Bai HU**

The Performance of Community-Based Group Farming and Roles in Farmland Conservation: A Case Study of Farmers Group T in Masaki Town.

Abstract

This paper gives an empirical examination to the effects of community-based group farming (CBGF) of farmers group T, in Ehime prefecture. The main results are as follows. (1) The activities of CBGF conducted by farmers group T have greatly contributed in improving agricultural productivity and farmers' revenues. (2) Almost all of the members of farmers group T are satisfied with the services of CBGF, which has been of extremely importance in farmland conservation of the community. These results therefore suggest the good performances of CBGF in the region. However, farmers group T is facing the issue of increasing aging members. Effective policy supports are necessary.

キーワード : 集落営農, 農事組合法人, 農地保全

1. はじめに

地域経済を支える農業の現状は衰退の道を辿っている。この現状が地域そのものの衰退に繋がり、過疎化、担い手不足、高齢化などの問題を深刻化させる要因の1つとして現れている。農水省が2005年に行った全国の集落の代表者への「食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査」によると、高齢化の進展や後継者・担い手不足が集落で課題となっている。これらの課題に歯止めをかけるために、重要となってくるのが農業経営のあり方である。労働生産性が低く、費用削減も図りにくい小規模零細では限界があるが、だからと言って家族経営単位の規模拡大で農業構造を変えるのも容易ではない。農業の企業的経営が注目されるが、その数は増えつつもまだ少なく、大多数は零細農家である。そのため、家族経営のみでは賄えない作業等を補うことや集落を維持・保全させる可能性を持つ経営形態として、集落営農が注目されている。集落営農は2005年から2013年

の間に約1.5倍も増えており、その動向が注目され、政策的に進められていることが伺える。

本研究の目的は、愛媛県内で早くから集落単位の組織化を図り、法人化を実現した松前町の農事組合法人T（以下、「組合法人T」と略す）の運営実態を把握し、他集落との比較を含めて地域農業や農地保全における集落営農の有用性と課題を明らかにすることである。研究手法は、組合法人Tの構成員への聞き取り調査による実態把握と、近接する他集落の代表者への聞き取り調査による比較分析である。

2. 研究対象地域の概要

松前町は愛媛県道後平野西南部に位置し、北は松山市、東は砥部町、南は伊予市に隣接している。人口は31,410人、世帯数12,800戸となっており、そのうちの923戸が農家である。松山市に隣接していることや、大手紡績工場があるため、第2種兼業農家が54%である。表1に示す通り、松前町の作付けは水稻・麦類が中心であり、そのうちの裸麦は愛媛県御三家の1つとなっている。しかし、20年間の作付面積において、水稻の減少はあまり見られないものの、裏作の麦類は5割近く減少している。

組合法人Tが所在するA集落は、松前町の中でも

2015年4月1日受領

2015年8月27日受理

*愛媛大学農学部農業経営学教育分野

**愛媛大学農学部農業経営学教育分野（責任著者）

表 1 松前町における作物別作付面積の推移

		単位：ha, %					
		1990	1995	2000	2005	2010	2010/1990
水	稲	724	755	605	673	654	90.3
麦	類	376	285	233	219	195	51.8
豆	類	47	3	2	9	6	12.7
野	菜 類	440	351	318	275	-	62.5 注

注：「愛媛農林水産統計年報」より作成

水はけが良いことから裸麦の適地として知られている。兼業専業の構成は松前町に類似している。作付面積のうち、麦類は規模を拡大しており、松前町は大きく減少している中でA集落が増加傾向にあるとは1つの特徴である（表2）。

裸麦作付面積では松前町全体 195ha の約 27%をA集落が占めている（表3）。これは松前町の1戸あたり作付面積の平均が 30.1 a に対して、A集落は 77.8 a と2倍強となっている。松前町ならびに愛媛県の裸麦生産の中で注目に値する集落だと言える。

3. 農事組合法人Tの概要と経緯

1) 農事組合法人Tの概要

組合法人Tは、裸麦の作業受託を中心とした協働参加型の農事組合法人である。基本的には、利益目的による組織ではなく、農地管理を含む地域農業の維持保全を大きな目的としている。A集落の販売農家のほぼ全戸が加入している特徴があり、73戸の構成員（平均70歳）で構成されている。

中心作物である裸麦の一等比率は100%という高品質な生産を行っている。その実績から、県内の

36%にあたる 7.4 ha の裸麦の種子生産を担っている。松前町全体で約 40%生産しているが、その大半は組合法人Tが担っている。これらのことが評価され、2010年に全国米麦改良協会会長賞を受賞している。

裸麦生産量は表4に示す通り、松前町の作付面積約 20%の土地で約 30%もの生産量を産出している。2014年の組合法人Tの10a当たり収量は 431 kg であり、松前町平均 334 kg の約 130%に相当し、極めて高い生産力を誇っている。地元の松前町のみならず、図1を見てわかるように、全国・愛媛県の平均に比べても高い生産力を持つ組合法人として位置づけられる。

2) 農事組合法人Tの経緯

組合法人Tはレタス栽培農家55戸が遊休農地を解消し、集落の土地利用率を高めるために、機械共同利用や作業受託を行うための組織として1984年に生産組合が設立された。また、集落を守るために、跡継ぎが定年退職するまでの期間、地主に代わって農地管理を行うことも理由の1つであった。1990年

表 2 A集落の販売農家による作付面積の推移

		単位：ha, %				
		1990	2000	2005	2010	2010/1990
水	稲	56.9	45.0	43.8	49.0	86.1
麦	類	41.1	38.4	47.5	52.9 注	128.7
豆	類	0.8	1.5	-	-	-
野	菜 類	27.8	16.9	16.7	14.7	52.8

注：1990～2010年農林業センサスより作成

表 3 松前町とA集落

		単位：戸, ha, %		
		松前	A集落	割合
販売農家戸数①		647.0	68.0	10.58
裸麦作付面積②		195.0	52.9	27.1
販売農家一戸当たりの裸麦作付面積 (a) ②/①		30.1	77.8	

注：2010年農林業センサス、2010年「愛媛県統計年鑑」、松山市農協資料より作成

表 4 松前町と組合法人 T の裸麦収量

	2013 年			2014 年		
	作付面積 (a)	収量 (t)	10 a 当りの収量 (kg)	作付面積 (a)	収量 (t)	10 a 当りの収量 (kg)
農事組合法人 T	4,907	170	347	5,199	224	431
松前町	20,720	587 注	283	22,160	740 注	334
松前町に対する農事組合法人 T の割合	23%	29%	123%	23%	30.2%	123%

注：松山市農協資料，組合法人 T 資料より作成．規格外を除く．

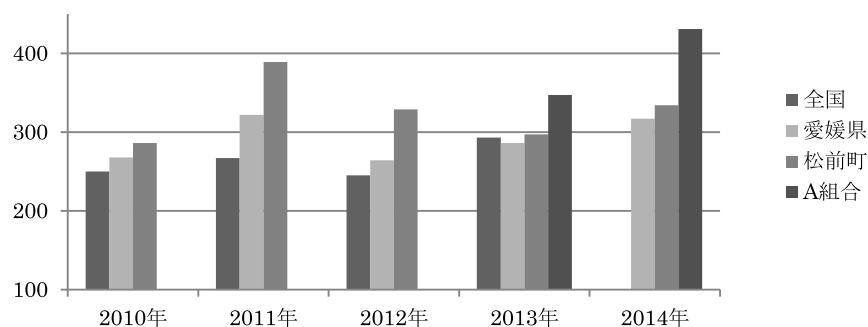


図 1 裸麦 10 a 当たりの生産量の比較：全国，愛媛県，松前町

頃から米麦の種子生産を行うようになり，それに伴って性能の良い専用の機械を買い揃えた．その専用機械が従来の機械よりも効率が良く，種子生産以外に関しても米麦の作業委託を希望する農家が増加したため，全戸加入の組織として再編成を行った．2006年には品目横断的経営安定対策に対応するため2011年に法人化する予定で A 集落農用地利用改善団体を設立した．しかし，集落内の農地すべてを管理することが難しいということから法人化の延長を余儀なくされたが，2013年に個人間での農地の賃貸借を続けることの不安が募った．また後継者となる定年退職者が農業に従事するまでの土地管理問題や機械費用の積立金も求められるようになり，2年の延長を経て法人化へ踏み切った．法人化による出資

金は，麦が主流の組合法人であることから，1口（1万円）×麦の作付面積の積載方式で構成員から徴収している．

表 5 に示す経緯を辿ってきた組合法人 T は，2010年全国麦作共励会、集団の部において全国米麦改良協会長賞を受賞し、表 4 や図 1 のような実績を上げるに至った。

4. 農事組合法人 T の運営実態と地域保全

組合法人 T は法人化する以前から主に麦の播種や収穫，水稻の耕起，収穫を請け負っており，収穫後の運搬・搬入をセットにすることで，完結型作業受託体制をとっている。

表 5 組合法人 T の法人化への経緯

年	参加戸数	概要
1984 年発足	55 戸	55 戸のレタス栽培農家を中心とした共同機械利用や作業受託組織を遊休農地減少と担い手になるまでの補助を主な目的として設立
1990 年	-	全戸加入による土地利用型農業を推進する組織へ再編成
1993 年	89 戸	集落自動活動「一般区」と営農活動「農業区」を分離し、集落 1 農業システムを視野に入れた営農組織とした
2000 年	78 戸	水田農業経営確立対策の担い手集団として「T 麦担い手集団」を設立
2006 年	76 戸	「T 農用地利用改善団体」を設立
2013 年	73 戸	農事組合法人 T 生産組合へと法人化
2013 年	73 戸	農業経営改善計画認定
2013 年	73 戸	A 集落の人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられる

出所：組合法人 T 資料

表 6 組合法人 T の一般裸麦・種子生産による収益

		一般裸麦	種子
価格構成 (円/kg)	品代概算金	22	223
	品質助成概算金	115	-
	価格合計	137	223
耕作面積及び生産量	耕地面積 (ha)	40.1	11.9
	収量 (kg)	162,987	50,658
	生産額 (円)	22,329,219	11,296,734
10 a 当たり収入	10 a 当たりの生産量 (kg)	406	432
	粗収益 (円)	55,634	95,245

注：組合法人 T の麦販売明細 2014 年をもとに作成。種子生産は種落となったものも計算に含める。

表 7 作業受託料金 組合法人 T との比較

単位：円/10 a				
	麦は種	耕起	麦収穫・運搬	水稻収穫・運搬
農事組合法人 T	3,500	4,500	9,000	12,000
S 生産組合	5,000	10,000	21,000	21,000
農事組合法人 N	5,250	9,450	17,850	21,000

注：横井昭俊，2014 年 10 月 25 日日本協同組合学会個別報告資料より引用。

表 8 作業受託面積の推移

年度	麦播種		麦収穫・運搬		稲収穫・運搬		その他
	面積		面積		面積		面積
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積
2004 年	35	75	35	75	7	20	4.0
2008 年	37	79	35	75	12	34	5.5
2010 年	40	82	40	82	12	34	8.0
2012 年	40	82	40	82	15		4.3

注：組合法人 T 総会資料より作成。

裸麦の種子と肥料は、組合法人 T が一括して購入している。そのため、農地ごとに適期や作付け方法を変える必要がないため、作業の短期化と経費削減に繋がっている。裸麦の生産は天候の影響を受けやすく、予定が変更されることで収量に大きく影響する。このため組合法人 T は適期 5 日体制を整え、個々農家の日常作業だけでなく構成員が一斉に作業を行う形も取り入れ、作業効率や単収の向上を図っている。作業受託はオペレーターを常時 20 人前後雇っており、定年退職者を中心に確保している。A 集落の地区には大手農機メーカーがあるため、メーカーの退職者を雇用することもある。そのため機械に詳しい人が多く、機械管理の徹底や長期に渡って使用することで農機具費の削減に繋がっている。オペレーターの賃金は、作業効率を上げるためかつての時間給から面積当たりの出来高払いにすることで大幅に効率を向上させ、作業労賃の削減に繋がっている。

組合法人 T の裸麦の収益性をみると（表 6）、10 a

当たり粗収益は、一般麦と種子を合わせて 64,665 円となる。松前町の裸麦を、仮に組合法人 T と同じ 1 等級の価格としたときの粗収益は 45,758 円となる。一般麦のみでも 10 a 当たり粗収益が高いが、一般麦と種子の粗収益を総合的に換算した場合 141% も高くなり、収入力の差が明らかに高いと言える。

組合法人 T は作業受託が中心であるため、作業受託による収入が経営の状態を表すものになる。収入源となる作業受託料金は過去 5 年間に変動はない。横井によれば、受託作業の基盤となる機械の導入・更新は、半分以上の費用が国の補助金に依存している（注 1）。このことから、国の補助事業がなくなれば、格安では成り立たなくなると言い換えることができる。

表 8 を見ると、裸麦は約 80% の受託割合を占めている。残り 20% にあたる 10ha は、生産意欲の高い農家が自身で播種から刈取まで行っている。一方、

表 9 年度別収支表

単位：万円							
年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
収入	4,337	5,172	5,331	5,638	6,355	5,374	6,008
支出	4,047	4,844	5,011	5,307	5,964	4,943	5,165
次期繰越	290	328	320	332	392	432	843

注：組合法人 T 総会資料より作成。

表 10 組合法人 T に加入するメリット・デメリット

農家	メリット	デメリット
A 補助金、機械利用	なし	
B 補助金、機械利用、作業の省力化、余力を野菜へ	役員の負担	
C 補助金、作業の省力化	なし	
D 格安の機械利用、共同作業、補助金	一斉作業開始までに農地を整えるのが難しい	
E 作業の省力化、余力を野菜へ、機械利用、補助金	なし	
F 作業の省力化、余力を野菜へ、農業知識の共有、補助金	なし	
G 農業知識の指導・共有、補助金	なし	

注：構成員への聞き取り調査より作成。

表 11 構成員の売上における組合法人 T の割合と集落営農の評価

単位：a, %						
農家	米	麦	野菜	売上のうち組合の割合	集落営農は必要か	必要な理由
A	20		20	0	必要	高齢化、遊休農地防止
B	120	180	35	30	必要	遊休農地防止、労働力
C	150	100	10	30	必要	遊休農地防止
D	350	500	190	25	必要	遊休農地防止
E	80	100	20	25	必要	遊休農地防止、個人での限界
F	70	70	10	25	必要	遊休農地防止、労働力
G	300	300	100	70	必要	遊休農地防止、麦生産に不可欠

注：構成員への聞き取り調査より作成。

この表で特に注目したいのは稲の収穫・運搬の受託面積が増加している点である。稲に関しては作業委託を行わず、自己完結が中心であった構成員からの受託が増えているためと考える。高齢化が進行する中で、農機具や作業用機械を個人所有していたとしても、平均年齢 70 歳の構成員に労働負担が大きくなっていることを示唆している。

表 9 を見ていくと、収入と支出は年々増加傾向にある。作業受託面積が拡大したことが大きな要因である。次期繰越金が 2009 年を除いて増加していることから、大半の年で黒字経営である。しかし、黒字は非常に僅かで、営利を目的とした組織ではなく、集落保全を大きな目的としているからである。これまでに組合法人 T が目的に沿って健全に運営し続けていることはこの表を見て明らかであろう。

5. 農事組合法人の有用性評価と課題

1) 組合法人 T の評価

表 10 は組合法人 T に加入するメリットとデメリットについて、構成員への聞き取り調査をまとめたものである。組合法人 T 加入のメリットとしては主に補助金・機械利用・作業の省力化が挙げられている。特に補助金は調査した構成員全員から挙げられており、最も大きな要素となっている。機械利用の面では、高額な機械更新は現在の農業経営において収益面では難しく、機械を保管するために倉庫も必要である点を加味すると、組合法人 T から借りるのと大差ないことも挙げられる。今後機械が故障した際に組合から借りる農家も増えることが予想できる。兼業農家からは、作業委託を行わないと、天候の影響が大きい裸麦では高品質で高単収を維持することは不可能に近いとの意見もある。

反対にデメリットとしては役員の負担が挙げられている（注 2）が、デメリットはないという意見が

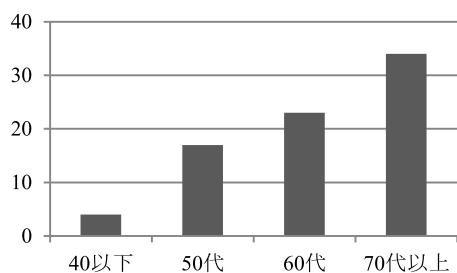


図2 年齢構成

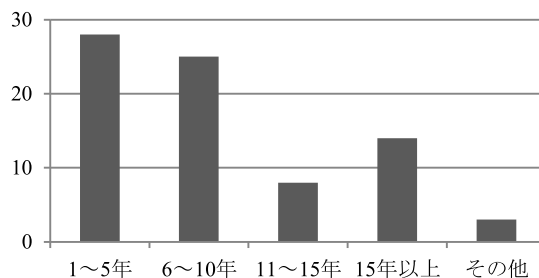


図3 今後いつまで農業を続けられるか

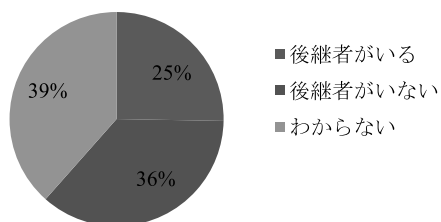


図4 後継者の有無

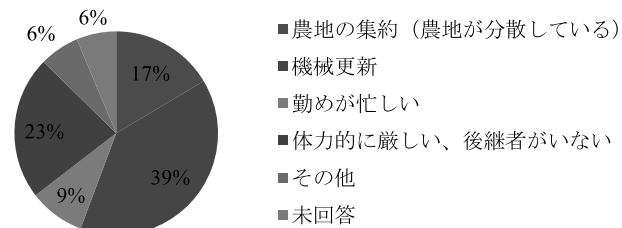


図5 今後の課題

大半を占めている。満足度を正確に明らかにすることは難しいが、麦の補助金という要素だけでなく、組合法人Tに加入するメリットは大きいと構成員が実感していると言える。

構成員の組合法人Tによる売上の割合を見ると(表11)、25%~30%が平均的な割合となっている。この売上割合が示す意味は、組合法人Tが適切に機能を果たし、構成員が余力を野菜等他の作物にまわしていることを示唆している。

構成員から集落営農の必要性を調査したところ、ほぼ全員から必要であるという結果がでた。委託等を一切行っていない農家Aであっても、組合法人を求めていることは大きく、個々の生産者にとって組合法人Tはなくてはならない存在であることが明らかである。特に遊休農地防止に組合の必要性を求めている人が多く、集落の農地を守るためには組合法人Tは不可欠なのである。また、個人での限界や労働力の問題が必要な理由の1つともされており、高齢化や担い手の問題が集落営農の必要性を高めていることは否めない実態である。

2) 他集落の現状からみた農事組合法人Tの有用性

組合法人Tが農業や農地保全にどのような役割を果たしたかをより明確にするために、松前町他集落の現状と課題を併せて調査してみた。対象とした集落は、A集落の近辺にあり集落営農を行っていないB集落とし、代表者I氏に聞き取り調査を行った。I氏がB集落の全農家を対象に行ったアンケート結果によると、高齢化の進行が第一の課題として上げ

られる(図2)。それに伴って図3の今後農業を続けられるかという問いに対し、10年後には約70%弱が就農を続けられないという現状である。図4の後継者の有無を見ていくと、後継者がいるのは約25%しかなく、36%が後継者がいないと回答している。この他にも各農家から様々な課題が挙げられている(図5)。I氏によると、後継者が退職するまで農地を管理することが難しいのが大きな課題となっている。現状に大きな変化が起きない限り、B集落農業の将来が危ういという。

これらの課題を組合法人Tの取組に照らしてみると、組合法人Tの存在意義はより際立ってくる。特に機械更新、農地の集約化、地主の後継者が定年退職までの農地管理、兼業農家の補助については上述したことからもその意義が明白である。A集落やB集落に限らず、松前町においても集落営農の有効性は高く、組合法人Tの存在意義は極めて大きいと言えよう。もちろん、B集落としても集落営農を考えなかったわけでない。所得の保障と収益の分配方法、機械設備の確保や農家のまとまりがないことから話し合いを中断し、集落営農に至らなかった。対して組合法人Tでは、農家の理解を得られやすかった。遠く離れている地域でもないのに、農家の合意においてなぜこのような差が生まれたか、今後の課題として解明すべき点である。

3) 農事組合法人Tの課題と構成員の課題

組合法人Tは今後もA集落の農業と農地保全を担う組織として機能していくことは間違いない。B集

表 12 構成員の現状と課題

単位：a

	年齢	耕作 面積	専兼業	農家の課題	後継者	組合の課題
A	58	40	1次兼業	なし	なし	定法が末端まで行き届いていない，リーダーの問題
B	70	215	専業	いつまで就農できるか	なし	役員のコミュニケーション
C	56	170	2次兼業	労働力，設備投資	未定	人材不足（耕作・運営），設備投資
D	55	550	専業	労働量の効率化，設備投資	なし	事務所がない（現在は集会所を利用），役員に負担が集中，役員を全体で回していくこと，オペレーターの技術習得，後継者
E	59	120	2次兼業	なし	なし	高齢化，人材不足，収益を求めていく必要性，土地改良による1筆を広く
F	62	80	2次兼業	後継者，機械の更新	なし	将来的には土地の管理を組合がするべき，法人を営利目的へ
G	32	400	専業	なし	まだ先	若い労働力

注：構成員への聞き取り調査より作成。

落の事例をみても，集落営農が1つの効果的な手段であり，他集落にも同じことが言えると考えられる。また，組合法人Tが抱える課題についても他集落に示唆を与える可能性があると言える。表12は組合法人Tの課題を構成員への聞き取り調査により整理してみた。

①高齢化と担い手

組合法人Tでも高齢化が問題となっており，労働負担が大きい農業を続けることは難しい。集落全体で担い手は少なく，子供はいても農業は引き継がないという現状が多く見られる。32歳の構成員を除けば集落の中で比較的若い構成員でも後継者がいないという厳しい現実である。

②農地の預かり先

高齢化や担い手問題が生じる中で，農地の預かり先はかなり深刻な問題となっている。横井氏の指摘からすれば（注3）、組合法人の役割が重要となるが，一部の作業受託による運営を中心とする組合では厳しい状況にある。

③機械更新

機械更新による補助金が半額近く国から支払われているが，不安定な農政の現状では今後も高い国庫補助率の機械補助事業があるか不透明である。格安で提供できている作業受託に関しても，国からの支援によるところが大きい。支援がなくなった場合，作業受託料金の大幅な値上げを検討する可能性もある。農家の課題としても設備投資・機械の更新が上げられており，高額な機械をいかに整備していくか，機械が故障した際の更新をどのように対応するかが課題である。設備投資としての準備金を計画的に積

み立てていくことが求められるが，機械更新の助成金がなくなれば積立による資金の用意にも限界が来ることは明白であり，作業料金の見直しは積立と共に検討していくことが必要であるとする。

④組合法人運営における農政への理解・浸透問題

農政情報が末端まで行き届きにくい課題がある。農業政策・制度に則った組合法人の運営を農家全員に簡単に説明することは非常に難しく，詳細を理解しているのは役員の中でも数名という現状である。これに対して毎月役員12名全員参加による役員会を開き，総会の準備も含めて末端へ情報が下りるように対応の努力を重ねているが，事後報告になってしまうケースが多々ある。

⑤法人による経営の一本化

②でも述べたように農地管理の問題が深刻化する中で，個々の農家で運営し続けることは難しい状況である。作付けや中間管理，収穫等すべてを組合法人として受けもっていくことが求められている。しかし，組合法人Tの代表者によると，水稻による収益は期待できないことや役員の負担から一本化は難しいと述べている。収益が望めないことによって水稻栽培に必要な機械の更新，乾燥を行う新たな設備の導入などができないことが大きな課題となる。自分の農地での生産意欲が強い農家や，年金百姓として最低限の収入だけあればあまり困らない農家が多い現状では経営の一本化は難しい。10年後では既に遅い問題を10年後の危機にならなければ解決が難しいという今日，経営の一本化に関しては農家の意識改革を中心に取り組んでいくことが早急に求められる。

6. まとめ

以上のように、A 集落に集落営農は欠かせない組織として存在しており、農業や農地保全に大きく貢献している。特に、組織に所属するメリットは、デメリットよりも圧倒的に多いことが実態として現れている。また、B 集落の実態からも明らかなように、A 集落が位置する松前町においても集落営農組織は求められており、行政と農家が連携して取り組んでいく必要がある。本研究で調査対象となった農事組合法人 T は模範となる組織の 1 つとして松前町の集落営農推進に今後とも貢献していくと考える。

一方、組合法人 T でも多くの課題を抱えており、先送りすることはもうできない。70 代、80 代の農家が世代交代する 5~10 年以内にこれらの問題を解決するために取り組んでいくことが組合法人 T ならびに他集落においても最優先に取り組むべきことになると考える。

注 1) 横井氏 (2014) が松前町で活動する集落営農組織の作業受託料金を比較した結果 (表 7) によると、組合法人 T はどの工程においても他の組合より低価格である。その理由として、耕作面積が他集落に比べて広く、機械の稼働率が高いためである。減価償却費の計算も農業機械は 7 年で計算するのが一般的であるが、同組合法人が 10 年として

計算することで費用を下げている。しかし横井氏は、他集落にも言えることであるが、国の補助事業より半額の負担で機械を更新・導入できるとして、減価償却や燃料等の費用を差し引いたとしても格安の料金設定で収益を得ることができていると述べている。

注 2) 高橋氏 (1996) もこの点を不利性として指摘しており、松前町においても集落営農存続・推進上の大きな課題となっている。

注 3) 横井氏は、組合法人 T に所属する大規模農家による農地集約には限界が来ており、規模拡大の意向は低いと指摘している。

引用・参考文献

- 愛媛県農林水産統計年報 1985~2010 年
B 集落農業会アンケート資料
板橋衛, 構造分析プロジェクト[実態分析]研究資料 第 4 号 (2014. 3), 3 章, 36~40.
松前町行政組合法人 T 視察資料
農林水産省「平成 17 年食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査」
農林水産省「集落の農業の担い手育成に関する意向調査結果」
農林業センサス 1985~2010 年
高橋明広「環境変化に対応した集落営農の組織再編方策に関する一考察:-兼業・高齢化地域の集落営農を対象に」農業経営研究 34 (2), 1996, 41-51.
横井昭敏「集落営農組織の法人化過程における集落内協働意識の変化—農事組合法人 T 生産組合を事例として—」
日本協同組合学会 2014 年 10 月 25 日, 個別報告資料
全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」2010 年 1 月